

第4回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和5年3月13日（月）
午後1時30分から
場所：あま市役所甚目寺庁舎
2階 第1会議室
（オンライン開催）

出席者：委員6人、オブザーバー1人、事務局5人、関係職員10人

1 あいさつ

吉田会長より

2 議題

- (1) 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けた進捗報告について（資料1）

事務局

あま市成年後見制度利用促進基本計画は今年度で4年目となり、令和5年度は最終年度である。令和6年度から第2次計画をスタートできるよう、令和5年度中に第3次地域福祉計画と一体的に策定する。策定に当たり、令和4年10月から12月にかけて地域福祉に関するアンケート調査を実施したため、成年後見制度や権利擁護センターに関する調査結果を説明する。

アンケートは18歳以上の市民3,000人を対象に、無作為抽出で実施した。調査結果からみる地域課題と今後の方策について、成年後見制度の全体の認知度は「知っている」の割合が4割程度となり、特に「よく知っている」が1割未満と十分に浸透していなかった。また、認知症などにより判断が十分にできなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思うかについては、「利用しない（したくない）」の割合が他の年齢に比べて70歳以上に多くみられ、世代間で認識に差があることがわかった。このことから、よりきめ細やかな周知活動が必要であり、今後はより効果的な研修などを展開できるよう取り組んでいく。

次に、権利擁護センターについては、6割以上が「知らない」と回答し、成年後見制度の相談機関として「権利擁護センター」と回答する割合は全体の6%程度となった。権利擁護センターは令和3年4月1日に開設された相談支援機関だが、周知活動のほか、地域づくりなどの機能の充実についても引き続き取り組み、より認知度を上げられるよう努める。

委員

調査結果を見ると、成年後見制度や相談先を知らない方が多い印象を受けた。どこに何を相談していいかわからないということも想像すると、広報活動をピンポイントで実施すると良いと思った。例えば、両親が認知症等の問題を抱えているような世代に絞るなど検討されたい。

事務局

より工夫した形で啓発活動を開催し、権利擁護センターの認知度を上げるとともに、成年後見支援もより地域に広めていけるよう検討したい。

委員

自分が判断を十分にできなくなった場合に、「利用したくない」とか「しない」という割合が高齢になるにつれて高い点について、自分は介護保険を使わなくても良いとか、自分で身の回りのことができるから施設に入らないという方も存在する。そういう意味で「利用したくない」「しない」ということなのか、高齢福祉担当課や社会福祉協議会はどのように捉えるか。

高齢福祉課

推測にはなるが、ネガティブな情報が印象に残り、偏った見方や間違った知識を持つ方が一定数あることも要因だと考えている。

当課としては、高齢者のニーズを汲み取りながら、権利擁護センターとともに制度の普及啓発活動に取り組み、周知を図っていきたい。

社会福祉協議会

本人や家族が認知症などにより判断が十分にできなくなった時、何に困るかイメージできていないように見受けられる。また、ひとり暮らしの方、家族がいても遠方であるなどで支援を受けられない方がいる。判断能力が低下しても必要なサービスが受けられず、生活状況が悪化してしまい、ケアマネジャーから相談が入るケースも実際にある。

社会福祉協議会としては、ケアマネジャーや相談支援専門員、地域住民とのネットワークを活かし、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、チームアプローチしていきたい。まずは、市民や介護支援専門員、障がい相談の方たちに対しても、啓発や周知、利用実績の紹介、講演会チラシの配布など、さまざまな手段を講じていきたいと考えている。

委員

調査が単に数字の結果だけではなく、一人ひとりの利用者に活かされる実践となって繋がっていくことが大事だと感じた。

委員

自分自身の判断能力が衰えたとき、今の制度のままでは利用したくない。使い勝手が悪いこともあり、かえって負担になる。意思決定が狭まれることを変えていく必要があると感じている。そこまでのことはできないが、アンケート結果については理解できる。

(2) 法人後見の実施について（資料2）

(3) 法人後見ガイドラインについて（資料3・資料4）

事務局

法人後見を令和5年度から実施できるよう、社会福祉協議会と協議を重ね、準備を進めている。まずは、その進捗等を社会福祉協議会から説明する。

社会福祉協議会

法人後見業務「サポートあま」の実施に当たり、定款を変更するほか、理事会と評議員会にて議案を上程し、可決された。

「サポートあま」は、あま市との連携・協働により、次年度から新たに実施する成年後見制度事業で、認知症や知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分な人が住み慣れたあま市で安心して暮らせるように支援するものである。適切な後見人等の担い手がないことで、地域生活の継続が困難となる人を支えるために、社会福祉協議会が法人後見に取り組む。

社会福祉協議会が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により安全性・依頼性を高めることができる、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えの多い事例、家族全体の見守りが必要な事例についても、組織による対応で支援を継続することができるなどの特性がある。

成年後見人等の意義と特徴として、①適正な財産管理と身上監護、②長期間の継続支援は、知的障がいなどにおける親亡き後の問題への対応、③複合的な問題への対応は、法人受任により社協の特性であるチームアプローチが有効である。また、将来展望として、④市民参加の受け皿づくりは、市民による後見業務への参画として、地域生活者としての目線から被後見人等の良き伴走者（伴走型支援）となる可能性があり、市民後見人の養成を行うことで地域における担い手づくりにも対応する必要がある。

法人後見を充実させるため、①担い手の確保として、実際に行う法人の担い手が欠かせないことから人員確保が必須であり、②意思決定の迅速性では、本会は法人後見のため、運営委員会委員との連携を密にして対応することが求められる。同委員については、司法関係や福祉関係など、市の委員と重複しない方に依頼し、運用したいと考えている。

あま市における法人後見の推進のための方向性として、権利擁護センターと連携・協働し、日常生活自立支援事業との違いをもって業務に当たる。

社協が行う法人後見業務のフローチャートには、相談から法人後見受任決定、報告までの流れを示している。法人後見業務は令和5年4月より地域福祉課地域福祉係内で担当し、事業開始後受け入れ等の準備や担当職員の実務研修期間を設け、7月1日から業務を開始できるよう準備する。

事務局

社会福祉協議会が法人後見を実施するに当たり、あま市の中核機関として法人後見の基本的な方針を整理し、後見人等候補者を受任調整する際に、法人を候補者とするポイント（判断基準）を定めておく必要があると考えた。

第2回、第3回の協議会において、名古屋家庭裁判所の書記官からも、法人後見の適格性について、法人の事業適正、財政状況、事務遂行能力、利害関係の4点が主要なポイントになると助言をもらった。

これを踏まえ、具体的に法人後見として受任するケースとして、①長期間にわたって成年後見制度の利用が想定されるケース、②生活費や現金をこまめに本人へ届ける（手渡す）必要があるなど本人への対応回数が多いケース、③DVや虐待などの危機管理上の配慮を要するケース、④報酬が見込めない低所得者のケース、⑤その他対応困難事案とし、本人の権利を擁護する。この候補者（受任調整）を法人後見とするポイントは、最高裁判所の資料も参考に作成した。

今後、中核機関としても、法人後見がより良いものとなるよう、引き続き利害関係についても、社会福祉協議会と学習を重ね、本人の権利擁護につながるよう努めていく。

委員

権利擁護ケース検討会議をみていると、専門職が必要なケース、日常の身上監護がメインになるケース、一時的に専門職が必要でも、その後の日常的な身上監護が必要なケースと分類していくと、法人後見だと全体でバランスがとれる事案が多い印象がある。

保佐人を務める中で、今日明日来てくれと言われてもすぐには行けない。

社会福祉協議会が法人後見を担えれば、広い範囲を対応できるのではないかと感じている。一方、複数人が関わると、利害関係を把握するしくみも重要となる。専門職を含めてバックアップする体制があれば、裁判所にもアピールできる。法人後見に期待している。

社会福祉協議会

励ましの言葉に感謝したい。地域にないサービスを担うことが社会福祉協議会の役目であるため、利益相反の部分も含め、市や委員と業務内容を煮詰めながら進めていきたい。

名古屋家庭裁判所

利害関係について、家庭裁判所が懸念している点は、本人が当該法人の運営する施設に入所しているなどのケースは避けたいという思いがある。家庭裁判所として、社会福祉協議会は利害関係の対立がそこまでないと認識しているため、法人後見は極端な例以外、基本的には認められると認識している。ただ、後見人の選任は裁判官の判断事項になることから、一般化することは難しいが、営利が含まれるようなところは避ける必要がある。

(4) 市民後見人の養成について（資料5）

事務局

市民後見人を養成することは、成年後見支援の充実に欠かせないものである。中核機関として、本人の課題等に見合った候補者を受任調整でき、地域で支えるしくみがつくれるよう、市民後見人の養成も進めていきたい。現時点での取り組み状況を報告する。

あま市の人口規模は約8万9千人で、人材の確保や費用対効果の面から、単独実施は向かない。海部圏域に広げて検討すると、圏域（4市2町1村）の人口規模は約32万人となり、スケールメリットが期待できることから、広域実施を検討することとした。

その足がかりとして、海部圏域内で中核機関及び権利擁護センター等が設置されている、海部南部権利擁護センター、大治町社会福祉協議会、あま市の三者（中核機関や権利擁護センター等の運営主体）で打ち合わせを行い、おもに3点協議した。

1点目は、広域実施の意向確認で、海部南部権利擁護センターも大治町社会福祉協議会も、海部圏域の広域で市民後見人の養成を進めていくことで合意した。ただし、打ち合わせ日時点（令和5年2月9日）で、津島市と愛西市は中核機関又は権利擁護センターが設置されていないため、両市の進捗状

況を適宜把握しつつ、タイミングをみて声かけすることとした。

2点目は、今後の大まかな方向性や流れを共有した。令和5年度から令和6年度は準備期間（基本的な考え方の整理、事業計画、事業予算、合意形成など）として、令和7年度から開始できるよう目標を設定した。

3点目は、今後の会議を設定した。市民後見人の養成に関する会議は4市2町1村の担当者会議と担当課長会議を設定し、構成員は各市町村担当者、各市町村社会福祉協議会担当者とする。ただし、担当者会議については、海部南部の弥富市、蟹江町、飛島村は原則、海部南部権利擁護センター職員が構成員となる。

市民後見人の養成講座を修了したとしても、すぐに後見人等として受任できるとは限らない。市民後見人が後見活動以外に活躍できる場も並行してつくれるよう努めていきたい。

委員

市民後見人は基本的にボランティアという認識だが、それをもとに質問する。市民後見人に手を挙げてくれる方々も少ないので、市の予算を使って市民後見人を養成し、その予算から市民後見人の報酬も負担しているということを雑誌で読んだ覚えがある。報酬の面はどのように考えているか。

事務局

愛知県内において先進で実施されている地域は、無報酬で取り組んでいる地域が多い。ある地域では、市民後見人が報酬付与の申立てを行い、報酬助成を申請した場合、上限の範囲内で助成を認める自治体もあるのは確かである。今後、海部圏域として、報酬のあり方などの基本的な方針をよく検討していく必要があると思っている。

委員

事故が増えないよう、正しくボランティアでやってもらえる市民後見人がたくさん育つことを願う。

委員

確かに広域実施はスケールメリットがあると思われる。今後の見通しについて、来年度、津島市が開設の準備委員会をもつと聞いている。令和7年度から事業を始めるとのことだが、養成に関しては、あま市含めた3センターが先行して進めていくことも念頭に置いて目標、計画している段階か。また、津島市や愛西市との足並みが揃わなければ、予定は変更されるか。

事務局

現時点で津島市や愛西市が打ち合わせの場に入っていないが、我々は海部圏域で進めていきたいという意向である。先に土台をつくり、両市が参加しやすい環境をつくっていききたい。ただ、話の行き違いが無いよう、早い段階で両市の担当者とも話しながら進めていき、良好な関係を築きたい。

委員

専門職の中でも、後見活動を担う人が段々少なくなっている。人数には限りがあるため、法人あるいは市民後見人が必要になってくると思っている。ただ、やっていただける人がどれだけいるか心配な面がある。

名古屋家庭裁判所では、実際に市民後見人の選任はどのくらいあるか、その選任に当たって家庭裁判所としての考えを聞きたい。

名古屋家庭裁判所

具体的な人数の資料は手元に持っていないが、名古屋家庭裁判所の本庁では、相当なケースで市民後見人を選任している。基本的に中核機関で受任者調整してもらい、その結果を極力尊重している。

その際に、中核機関を監督人として選任するケースがほとんどで、中核機関から監督人に選任してほしいと、上申してもらっている。

(5) 令和5年度からの中核機関の体制について（資料6から資料8）

事務局

あま市においては、令和5年4月から組織体制を変更し、令和5年5月8日から新庁舎で業務を開始する運びとなった。組織改編については、現在の「社会福祉課障害福祉係」は、4月から「障がい福祉課」として新設される。また、社会福祉協議会にて法人後見を実施すること、市民後見人の養成も動き出していくこともあり、中核機関や権利擁護センターの体制及び相談支援の流れについて、アップデートした資料を3点用意した。

1点目に、「中核機関における機能分散表」について、「中核機関に求められる具体的な役割」は厚生労働省が示している中核機関のてびきに記載されていることがらを整理したものとなる。それぞれの役割に応じて、中核機関の役割分担を構成員ごとに整理している。令和5年度から中核機関となるのは、中核機関の主導役であり、権利擁護センターを持つ社会福祉課、地域生活支援事業を所管する障がい福祉課、地域支援事業を所管する高齢福祉課、法人後見を始めとする相談支援機能を持つ社会福祉協議会の4者となる。3課1機関の役割については、実績などを踏まえ一部更新しているが、大きな

変更はない。

2点目に、「中核機関及び権利擁護センターの役割と支援の流れ」については、中核機関の構成員を更新した。裏面一番左の列にある利用促進機能の行の右側にある「市民後見人の養成」の右矢印に「海部圏域で広域実施」という文言を更新した。

3点目に、「中核機関のイメージ図」は、上記の内容を1枚に集約し、あま市の中核機関としての形を表現したもので、更新内容については、上記資料と同様の内容に改めている。

令和5年度からは、示した役割分担や相談支援の流れを基本軸に、取り組んでいく。

名古屋家庭裁判所

法人後見や市民後見の取り組みについて、裁判所の立場としては非常に心強く思っている。現状、専門職の成り手も少しずつ厳しい状況になってきているというのはご存知のとおりだが、親族の担い手もないケースが多くあって、実は困っているという事件が増えている。こういった場合、専門職に無報酬でやっていただくのは心苦しい。法人後見の実施や市民後見人の養成は、裁判所としても期待している。

名古屋家庭裁判所はさまざまな会議にオブザーバーで出席しているが、あま市は前向きな協議会だと感じている。

3 第5回あま市成年後見制度利用促進協議会の開催

(次回は令和5年9月に開催予定)

4 その他

(事務連絡等はなし)